

高等学校における「通級による指導」がはじまります！

- 高等学校においては、これまで、発達障害等により特別な教育的支援を必要とする生徒に対して、一人一人の状態に応じた支援を行ってきたところですが、平成30年度から、高等学校又は中等教育学校後期課程において、特別の教育課程を編成し、「通級による指導」を実施することが可能となりました。
- 「広島県立高等学校における『通級による指導』実施要綱」（平成29年11月20日付け通知）に基づき実施します。

Q1 どうして高等学校で「通級による指導」が制度化されるのですか。

- 小・中学校等においては、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級といった、「連続性のある多様な学びの場」が整備されています。
- 高等学校においても、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する「連続性のある多様な学びの場」の充実を目的に「通級による指導」が制度化されます。



Q2 高等学校における「通級による指導」とは、どのようなものですか。

- 高等学校における「通級による指導」とは、指導の対象となる生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を、特別な場（通級指導教室）で受けるものです。
- 障害に応じた特別の指導は、授業時数として計上され単位認定されます。



Q3 「通級による指導」は、どんな障害種別が対象ですか。

対象の障害種別は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱です。（学校教育法施行規則第 140 条）

Q4 「通級による指導」では、何を指導するのですか。

- 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、特別支援学校の自立活動に相当する内容を指導します。
- 指導内容の具体例は、次のとおりです。
 - ・ 自分の障害特性を理解し、必要な支援を自ら求める方法について学ぶ学習。
 - ・ 人間関係の形成が苦手な生徒が、状況に応じた尋ね方等、自分の意思を伝える方法を学ぶ学習。
 - ・ 読むことが苦手な生徒が、学習内容の理解を図るため、音声教材の使用方法を学ぶ学習。



等

Q5 「通級による指導」は、誰が指導するのですか。

本県では、「通級による指導」の対象となる生徒が在籍する県立高等学校に、県立特別支援学校の教員が赴き、担任等と連携しつつ指導を行います。



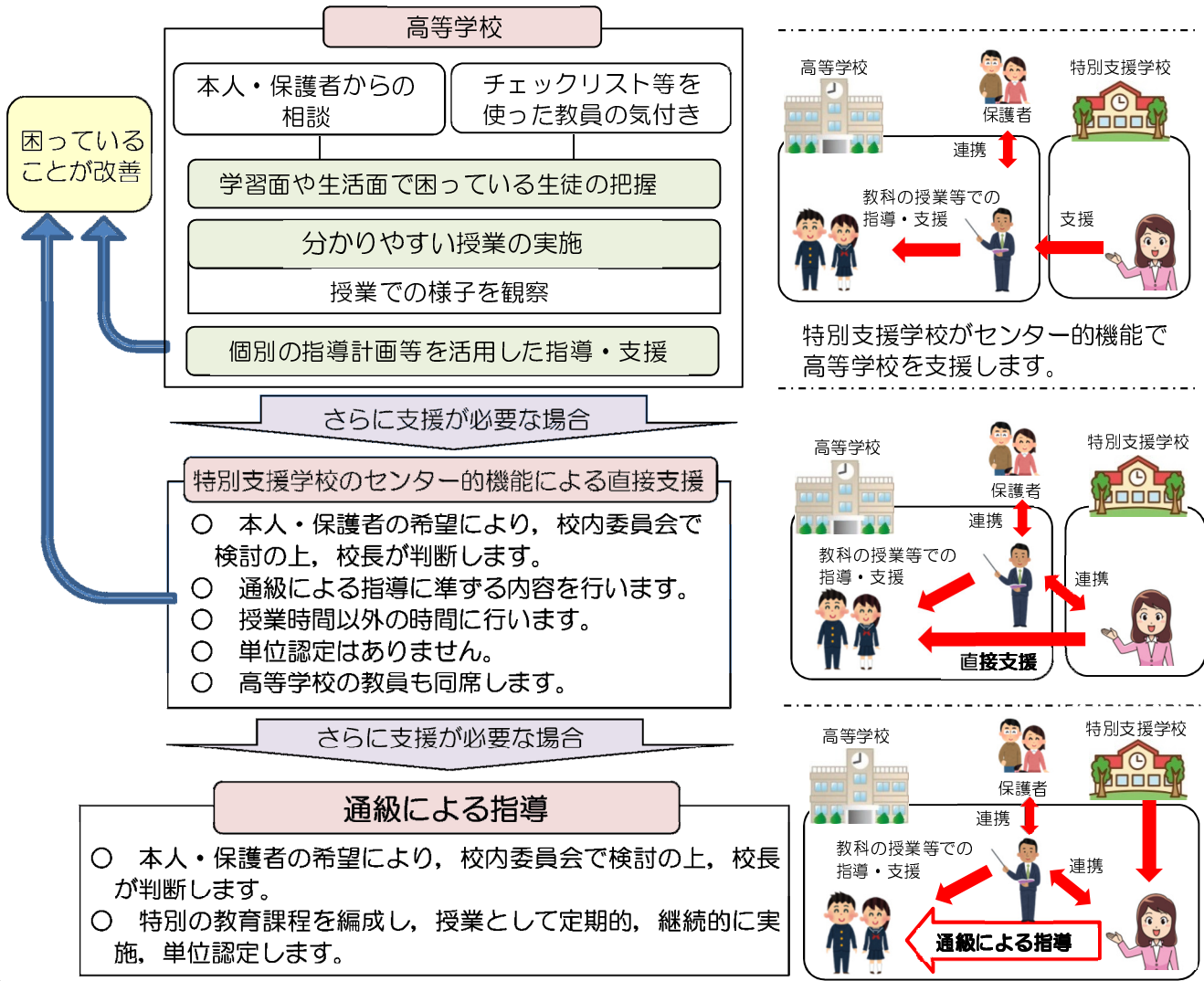
県立高等学校に県立特別支援学校の教員が赴いて指導



Q6 どのようにしたら「通級による指導」を受けることができますか。

まず、高等学校が、学習面や生活面で困っている生徒の把握、分かりやすい授業を実施し、その授業での様子の観察、個別の指導計画等を活用した指導の工夫等の取組を行います。さらに支援が必要な場合、授業時間以外の時間に、特別支援学校のセンター的機能*による支援（直接支援）を行います。こうした取組を経て、さらに支援が必要な場合、「通級による指導」を行います。

障害等により学習面や生活面で困っている生徒・保護者の方は、在籍する高等学校に御相談ください。



Q7 「通級による指導」の実施により、期待されることは何ですか。

- 生徒一人一人の教育的ニーズに即した、より適切な指導及び必要な支援をすることで、自立や社会参加に必要な能力が育成され、授業理解が進み、生徒の学習意欲や自己肯定感の向上が期待されます。
- 高等学校における特別支援教育が一層充実し、「通級による指導」を担当する教員だけでなく、教員の専門性の向上が期待されます。
- 障害のある生徒への支援を学校全体で行う、支援体制の充実が期待されます。

* 特別支援学校のセンター的機能については、広島県教育委員会 HP を御覧ください。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/O7challenge-center-teki-sentateki-eria-html.html>

問い合わせ先

広島県教育委員会 高校教育指導課 (082-513-4994) 単位認定等に関わること
特別支援教育課 (082-513-4982) 指導内容等に関わること